

一部繰上償還の注意事項

- ・同一月内に1回しかできない
- ・一部繰上償還した月に未償還金の全額償還及び相殺貸付はできない
- ・償還猶予期間終了後で、猶予金の残額がある時の一部繰上償還額は、繰上償還額に猶予金残額を加えた額とする

# 臨時償還手続申込書

令和〇〇年 3月 6日

一般財団法人鹿児島県教職員互助組合  
理事長 殿

臨時償還を希望する月の  
10日頃までに申し込むこと

職員番号	2	3	4	5	6	7
------	---	---	---	---	---	---

所属名 **鹿児島市立互助小学校**

氏名 **互助 太郎**



私が、貴組合から受けている貸付金については、下記のとおり臨時償還を申し込みます。

申込後に互助組合より送付される払込通知書によって、原則、最寄りの鹿児島銀行で払い込めば臨時償還は完了となる  
(鹿児島銀行が遠隔の場合は、郵便局が利用できるが、申込時にその旨を伝える)

貸付種別	<b>自動車</b>	臨時償還年月	〇〇年 3月 (払込期限は各月21日まで)
償還種別	① 一部繰上償還 ・ 2 全額繰上償還		
一部繰上償還額(10万円以上)	毎月償還部分	250,000円	
500,000円	ボーナス償還部分	250,000円	
いすれかを選択 一部繰上償還後の償還方法	1 償還月額を変更(償還月額を少なくして償還回数は変えない。)		
	② 償還回数を変更(償還月額は変えないで償還回数を短くする。)		
	3 償還月額・回数を変更(償還月額を多くして償還回数を短くする。)		
確認欄	資金前渡職員名	印	
	<b>県事協 桜子</b>		

記入内容を確認し、  
事務職員が署名捺印する

- (注) 1 該当する「償還種別」を○で囲んでください。  
 2 償還種別が一部繰上償還の場合は、「一部繰上償還額」を記入し、希望する「一部繰上償還後の償還方法」を○で囲んでください。  
 3 償還種別が一部繰上償還の場合で、ボーナス併用償還の場合は、一部繰上償還額の「毎月償還部分」、「ボーナス償還部分」の内訳を記入してください。  
 4 一部繰上償還の額は10万円以上で、ボーナス併用償還の場合のボーナス償還部分の額は、一部繰上償還額の2分の1以上で、ボーナス1回分の償還額以上です。  
 5 一部繰上償還後の償還方法について、償還回数を長くすることはできません。  
 6 確認欄は所属の資金前渡職員に記入(ゴム印可)・押印を依頼してください。  
 7 払込期限は、21日が休日の場合は直前の金融機関営業日までです。  
 8 複数口返済される場合は、1口毎(貸付毎)に申込書を提出してください。